

工 事 成 績 評 定 要 領

(最終改正 平成~~24~~26年~~8~~12月1日適用(平成~~24~~26年~~7~~10月~~19~~28日付け~~24~~26建政技第~~129~~172号))

(目的)

第1 この要領は、長野県が行う請負契約による建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公正かつ的確な評定を行い、もって建設工事の品質確保と建設企業の技術力向上に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上の建設工事（「災害等の発生により緊急を要する工事の入札方式に関する取扱要領」により発注する応急工事を除く）とする。
ただし、発注機関の長（以下「所長」という。）が必要であると認める場合には、500万円未満の建設工事についても、評定することができるものとする。

(評定者)

第3 評定者は、総括監督員等、しゅん工検査員、中間検査員、主任監督員等及び監督員とし、各評定者の定義は次に掲げるとおりとする。

(1) しゅん工検査員

長野県建設工事事務処理規程（昭和51年3月3日付け50監第590号。以下「規程」という。）第35条により所長がしゅん工検査を行わせるために指定した職員、又は、同規程第39条により、会計管理者又は会計センター所長が指定した職員をいう。

(2) 中間検査員

規程第35条により、所長が中間検査を行わせるために指定した職員、又は、同規程第39条により、会計管理者又は会計センター所長が指定した職員をいう。

(3) 総括監督員等

規程第29条により、所長が工事の箇所ごとに総括監督員として指定した職員をいう。
総括監督員を置かない場合は、工事の施工監督を担当する本庁の課長又は現地機関の課長若しくは所長の指定する職員をいう。

(4) 主任監督員等

規程第29条により、所長が工事の箇所ごとに主任監督員として指定した職員をいう。
主任監督員を置かない場合は、工事の施工監督を担当する本庁の係長又は現地機関の係長若しくは所長の指定する職員をいう。

(5) 監督員

規程第29条により、所長が工事箇所ごとに監督員として指定した職員をいう。

(評定の方法)

第4 評定者は、工事ごとに監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して公正かつ公平に評定するものとする。

2 評定は、工事成績評定表（（別記-1）以下「評定表」という。）及び工事成績採点表（（別記様式第1）以下「採点表」という。）、細目別評定点採点表（（別記様式第2）以下「細目別採点表」という。）により行うものとする。

3 評定項目の「創意工夫」「社会性等」は当該工事における実施状況を考慮するものとする。

4 評定項目の「法令遵守等」は当該工事における状況を考慮するものとし、当該工事期間中に生じた事実や工事完了後に判明した事実を対象とする。

(工事評定点の算定)

第5 工事評定点は、「法令遵守等」の評価項目を除き、評定者ごとの評定点に次に掲げる配分率を乗じて求めた点数の合計点数とし、四捨五入により整数として表示する。

ただし、中間検査を行わなかった場合の、しゅん工検査員の配分率は0.4とする。

評定者別配分表

評定者	しゅん工 検査員	中間 検査員	総括監督 員等	主任監督 員等	監督員
配分率	0.2	0.2	0.2	0.4	

2 第1項による評定点に「法令遵守等」の評価点を減じて評定点とする。

(評定の時期及び評定者)

第6 しゅん工検査時の評定は、対象工事がしゅん工検査に合格後、すみやかに実施するものとする。

また、中間検査員による評定は、中間検査を行った都度すみやかに実施するものとする。

2 評定次ごとの評定者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第1次評定 監督員・主任監督員等

(2) 第2次評定 しゅん工検査員

(3) 第3次評定 総括監督員等

3 同一次評定の評定者が2人以上ある場合は、評定者相互で協議のうえ評定するものとする。

(評定の照査)

第7 所長は、評定結果の通知に先立ち、評定が公正かつ適正に行われたかどうかの照査を行うものとする。

2 所長は、評定の照査に当たっては、必要に応じて発注機関毎に設置する「工事等成績評定評価委員会」（以下「委員会」という。）に意見を求めることができるものとする。

(評定表の提出等)

第8 所長は、四半期毎に評定表をとりまとめ、翌月の25日までに工事事務管理システム端末機から入力又は建設政策課技術管理室長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第9 所長は、評定者から評定表等が提出された場合は、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績表評定通知書（様式第1-1）により通知するものとする。

(評定の公開)

第10 本要領に係る文書は、以下の各号の定めるところにより、公開するものとする。

(1) 長野県公式ホームページで公開するもの

①工事成績評定要領

②工事成績評定表、項目別評定点、工事成績採点表等の各様式

(2) 発注機関で閲覧するもの

①工事成績評定通知書（様式第1-1）（（別記—1）を除く）、

工事成績評定修正通知書（様式第1-2）（（別記—2）を除く）

②項目別評定点（別表1）、項目別修正評定点（別表2）

③第12及び第13に定める説明請求書（再説明請求書を含む。）及びその回答

(3) 請求により公開するもの（当該工事の受注者・現場代理人及び配置技術者本人（増員技術

者含む。)には求め(口頭の請求)により、第三者には公文書公開請求により、①②を公開)

①工事成績評定表(別記-1)、工事成績修正評定表(別記-2)

②評定根拠(工事成績採点表、細目別評定点採点表、考査項目別運用表)

(評定の修正)

第11 所長は、第9の通知後、当該評定を修正する必要がある場合(瑕疵の発生など)は、第7第2項の委員会に意見を求め修正できるものとする。

2 評定の修正は、工事成績修正評定表(別記-2)及び採点表(別記様式第1)、細目別採点表(別記様式第2)により行うものとする。

3 所長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定修正通知書(様式第1-2)により通知するものとする。

(説明請求等)

第12 第9又は第11第3項による通知を受領した者は、当該通知日の翌日から起算して10日(長野県の休日を含めない。)以内に、所長に対し、説明請求書を提出し、評定の内容についての説明を請求することができるものとする。

2 所長は、前項による説明を求められた場合は、様式第2-1又は様式第2-2(第11第1項及び第2項による評定の修正を伴う場合)により回答するものとする。

3 所長は、前項による回答を行う場合、第7第2項の委員会に意見を求めることができるものとする。

4 所長は、説明請求者に対し、説明請求書を受領した日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に回答するものとする。ただし委員会に意見を求める場合は、説明請求書を受領した日の翌日から起算して15日(休日を含めない。)以内に回答するものとする。

(再説明請求等)

第13 第12第2項の回答書を受領した者は、回答日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に、知事に対して再説明請求書を提出し再説明を請求することができる。

2 知事は、前項による再説明の請求があったときは、公共工事等における入札及び契約に係る苦情処理対応要領(平成14年7月30日付け14監第224号。以下「対応要領」という。)第10第2項及び第11又は第12に基づき処理するものとする。

3 前項において再説明請求者への回答は、様式第3-1又は様式第3-2(第11第1項及び第2項による評定の修正を伴う場合)によるものとし、却下する場合は対応要領の様式6によるものとする。

4 再説明請求の処理における対応要領の適用に当たっては、「再苦情」を「再説明」と、「申立」を「請求」と読み替えるものとする。

附 則 この要領は、平成14年8月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成16年8月20日から適用する。

附 則 この要領は、平成17年5月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成18年5月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成20年7月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成22年1月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成22年7月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成23年9月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成24年8月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成26年12月1日から適用する。

工 事 成 績 評 定 表

平成 年 () 月 日
〇〇〇〇事務所

工 事 名			
箇 所 名			
契 約 金 額	当初：	最終：	
工 期	平成 年 月 日 ~	当初：	平成 年 月 日
		最終：	平成 年 月 日
し ゆ ん 工 年 月 日	平成 年 月 日		
し ゆ ん 工 検 査 年 月 日	平成 年 月 日		
中 間 検 査 年 月 日	第1回：	最終回：	
請負者氏名受注者名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主 任 (監 理) 技 術 者 氏 名			
増 員 主 任 (監 理) 技 術 者 氏 名			
所 長 氏 名 印			
評 定 者	評 定 点 <u>／満点</u>	職	氏 名
④しゅん工検査員	点 <u>／40.0点</u> (<u>／20.0点</u>)		印
③中間検査員	点 (<u>／20.0点</u>)		印
③中間検査員			印
②総括監督員等	点 <u>／20.0点</u>		印
①主任監督員等	点 <u>／40.0点</u>		印
①監督員			印
⑤法令遵守等	点		
⑥評定点合計	点 <u>／100点</u>		

- 注1) 中間検査があった場合 ③、④の満点は()内となり、
 $\text{⑥} = -(\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{③} \times 0.2 + \text{④} \times 0.2) - \text{⑤}$
 中間検査がなかった場合 $\text{⑥} = -(\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{④} \times 0.4) - \text{⑤}$
 2) 中間検査が2回以上あった場合、③の評定点は平均点とする。
 3) 各評定者の評定点は小数1位までとする。
 4) ⑥評定点合計は、四捨五入により整数とする。

工 事 成 績 修 正 評 定 表

平成 年 (年) 月 日
〇〇〇〇事務所

工 事 名			
箇 所 名			
契 約 金 額			
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
しゅん工年月日			
しゅん工検査年月日			
請負者氏名受注者名			
現場代理人氏名			
主任(監理)技術者氏名			
増員主任(監理)技術者氏名			
評 定 者	評 定 点		／満点 備——考
④しゅん工検査員	修正前	点	／40.0点
	修正後	点	(／20.0点)
③中間検査員	修正前	点	(／20.0点)
	修正後	点	
②総括監督員等	修正前	点	／20.0点
	修正後	点	
①主任監督員等・監督員	修正前	点	／40.0点
	修正後	点	
⑤法令遵守等	修正前	点	
	修正後	点	
⑥評定点合計	修正前	点	／100点
	修正後	点	

※中間検査があった場合、
③、④の満点は()内となる。

制定 平成23年1月 4日付け22建政技第269号
一部修正 平成23年3月15日付け22建政技第331号
一部改正 平成23年8月26日付け23建政技第181号
一部改正 平成24年2月10日付け23建政技第316号
一部改正 平成25年3月27日付け24建政技第389号
一部改正 平成26年10月28日付け26建政技第172号

工 事 成 績 採 点 表
細 目 別 評 定 点 採 点 表
考 査 項 目 別 運 用 表

平成23年

長 野 県

工 事 成 績 採 点 表

平成 年 月 日 作成
事務所

工 事 名		箇 所 名										契約金額 (最終)																				
請負受注者名		工期 (最終)		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					しゅん工年月日		平成 年 月 日		しゅん工検査年月日		平成 年 月 日																	
考査項目	細 別	①監督員等					①主任監督員等					②総括監督員等					③中間検査員					④しゅん工検査員										
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名										
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般						+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																					
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																										
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10													+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10						+2.0		+1.0		0	-7.5	-15														
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10						+3.0		+1.5		0	-7.5	-15														
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																										
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0													+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0													+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ																		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2											+20.0 ~ 0																				
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3						+7.0 ~ 0																									
6. 社会性等	I. 地域への貢献等											+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点															
評定点 (6.5点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点															
評定点 (上記×配分率) ※1		①: 上記×0.4= 点					②: 上記×0.2= 点					③: 上記×0.2= 点					④: 上記×0.2(※)= 点 (※中間検査を行わなかった場合は0.4)															
評定点計		点					○中間検査があった場合: -(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2)= 点					○中間検査がなかった場合: -(① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4)= 点																				
7. 法令遵守等 ※7																																
評定点合計 ※8		点					○評定合計 (点) - 法令遵守等 (点) = 点																									
8. 総合評価 技術提案		技術提案履行確認 ※9					履行 不履行 対象外																									
所 見 ※5		(監督員等)					(主任監督員等)					(総括監督員等)					(中間検査員)					(しゅん工検査員)										

※1 6.5点 + 1. ~ 3. の評定 (加減点合計) + 4. ~ 6. の評定 (加減点合計) = 評定点
各評定点 (①~④) は小数第1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 評価に際しては、総括監督員等が評価するものとする。
 ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
 ※4 4. , 5. , 6. は加減点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
 ※5 所見は必ず記載する。
 ※6 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、しゅん工検査の評価に先立ち、監督員等、主任監督員等、総括監督員等が行う。
 ※7 法令遵守等の評価は、総括監督員等が行う。
 ※8 評定合計は、四捨五入により整数とする。
 ※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

細目別評定点採点表

工事名：

考査項目	細 別	①監督員等	①主任監督員等	②総括監督員等	③しゅん工中間検査員(中間)	④しゅん工検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般		$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点				2.9点 3.3点	4.5%
	II. 配置技術者	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点					2.9点 4.1点	4.5%
2. 施工状況	I. 施工管理	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点			$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	9.4点 13.0点	14.5%
	II. 工程管理	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点		$(0.0) \times 0.2 + 3.2 = 3.2$ 点			6.1点 8.1点	9.4%
	III. 安全対策	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点		$(0.0) \times 0.2 + 3.3 = 3.3$ 点			6.2点 8.8点	9.5%
	IV. 対外関係	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点					2.9点 3.7点	4.5%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$(0.0) \times 0.4 + 2.8 = 2.8$ 点			$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	9.3点 14.9点	14.3%
	II. 品質	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点			$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	9.4点 17.4点	14.5%
	III. 出来ばえ				$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	6.5点 8.5点	10.0%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応			$(0.0) \times 0.2 + 3.3 = 3.3$ 点			3.3点 7.3点	5.1%
5. 創意工夫	I. 創意工夫		$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点				2.9点 5.7点	4.5%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			$(0.0) \times 0.2 + 3.2 = 3.2$ 点			3.2点 5.2点	4.9%
7. 法令遵守等				$(0.0) \times 1.0 = 0.0$ 点				
評定合計							65.0 100.0	
8. 総合評価 技術提案				履行 不履行 対象外				

※ $(①+②+③) \times 0.5 + ④ \times 0.5 =$ 細目別評価点 (中間が2回以上の場合は③を平均する)
 ※ $(①+②+④) =$ 細目別評定点
 ※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
 ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

考査項目別運用表

法令遵守等の該当項目一覧表

8.7. 法令遵守等

	措置内容	措置点数
<input type="checkbox"/>	1. 入札参加停止3ヶ月以上	-20点
<input type="checkbox"/>	2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
<input type="checkbox"/>	3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
<input type="checkbox"/>	4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
<input type="checkbox"/>	5. 文書注意相当	-8点
<input type="checkbox"/>	6. 口頭注意相当	-5点
<input type="checkbox"/>	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3点
<input type="checkbox"/>	8. その他	
<input type="checkbox"/>	9.項目該当なし	

- ①本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
- ②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
- ③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
- ④総合評価落札方式における技術等提案型（Ⅱ型含む）の提案項目が、受注者の責により履行されなかった場合は、右表でチェックの上、原則として1項目の不履行につき3点の減点を行う。
- 総合評価落札方式において、配置技術者を途中で変更する際、当初配置技術者の加点項目（資格等、実績等、継続教育、電子納品）を1項目でも満足できなかった場合、3点の減点を行う。なお、複数項目を満足しない場合の減点の加算は行わない。
- 上記については、8. その他の項目で減する措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
- 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減しているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

総合評価落札方式における技術等提案型（Ⅱ型含む）の提案項目で、受注者の責により履行されなかった項目

- ① (_____)
- ② (_____)
- ③ (_____)
- ④ (_____)
- ⑤ (_____)

審査項目別運用表

審査項目		a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	細別	<input type="checkbox"/> 優れている	<input type="checkbox"/> bより優れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input type="checkbox"/> cより優れている	<input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや劣っている	<input type="checkbox"/> 劣っている		
	I. 出来形 電気設備工事 通信設備工事・受変 電設備工事 ※ 上記欄によらず 当該欄で評価	<input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の据付、固定方法、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他（理由：_____）					<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に該当があれば・・・d		<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※上記項目に該当があれば・・・e	
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が60%未満・・・c								
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。								
I. 出来形 解体工事 ※上記欄によらず、 当該欄で評価		a	a'	b	b'	c	d	e		
		<input type="checkbox"/> 優れている	<input type="checkbox"/> bより優れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input type="checkbox"/> cより優れている	<input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや劣っている	<input type="checkbox"/> 劣っている		
		<input type="checkbox"/> 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 解体物の材種毎に処理方法が確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分における工作物の撤去状況及び残存工作物の状況を写真撮影している。 <input type="checkbox"/> 解体物の材種毎に排出量、再資源化量、その他処分量が的確に確認できる。 <input type="checkbox"/> 混合廃棄物を排出しない分別解体に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 現場から搬出する解体物を搬出時に計量し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 埋め戻しが適切に行われたことが確認できる記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> その他（理由：_____）					<input type="checkbox"/> 監督職員が文書で改善指示を行い改善された。 ※上記項目に該当があれば・・・d		<input type="checkbox"/> 文書による修補指示を行った。 <input type="checkbox"/> マニフェスト等に不備があった。 ※上記項目に該当があれば・・・e	
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が60%未満・・・c								
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。								

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	<input type="checkbox"/> 優れている。	<input type="checkbox"/> やや優れている。	<input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない。	<input type="checkbox"/> 劣っている。	
	予防柵等工事 (雪崩防止柵等)	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 材部表面に傷、錆がない。 <input type="checkbox"/> 既存構造物等とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	
	建築工事	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 建設物の通り、形状が良い。 <input type="checkbox"/> 仕上げの均一性、平坦性が良い。 <input type="checkbox"/> 機能面での配慮が適切である。 <input type="checkbox"/> 防水の納まりが良好である。 <input type="checkbox"/> 建具の取り付け、作動が良い。 <input type="checkbox"/> 関連工事との取り合いが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	
	コンクリート2次製品工事 (L型、Box、U字溝、縁石ブロック、BF等)	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 既存構造物とのすりつけがよい。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	
	下水道工事	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 構造物のとおりがよい。 <input type="checkbox"/> 内空面に補修の箇所がない。 <input type="checkbox"/> 内空面にクラック、傷がない。 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	
	コンクリートダム工事	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> コンクリートの肌がよい。 <input type="checkbox"/> コンクリート面のとおりがよい。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 <input type="checkbox"/> クラックがない。 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 <input type="checkbox"/> 吹付け(植生、コンクリート等)の状態が均一である。 <input type="checkbox"/> 施設のとおりが良い。(排水側溝、フェンス等) <input type="checkbox"/> 堤体法面保護工の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当8項目以上・・・a 該当6項目・・・b 該当4項目・・・c 該当2項目以下・・・d	

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	<input type="checkbox"/> 優れている。	<input type="checkbox"/> やや優れている。	<input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない。	<input type="checkbox"/> 劣っている。	
	区画整理工事	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> ほ場面の凹凸が少なく、指定された勾配、均平度となっている。 <input type="checkbox"/> ほ場の隅角部の施工がきめ細やかに施工されている。 <input type="checkbox"/> のり面整形が良好である。 <input type="checkbox"/> 畦畔の通りが良く凹凸がない。 <input type="checkbox"/> 小構造物等にきめ細やかな施工がされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	
	暗渠排水工事	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 吸水渠及び排水渠等の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 田面の復旧の状態が良い。 <input type="checkbox"/> 畦畔及び排水路工畦畔の復旧の状態が良い。 <input type="checkbox"/> 排水路の接続にきめ細やかな施工がされている。 <input type="checkbox"/> 管の埋設位置が適正である。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c	
	客土工事	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> ほ場面の平坦性が良い。 <input type="checkbox"/> 搬入した客土をほ場内に概ね均等に分散している。 <input type="checkbox"/> ほ場隅角部の施工がきめ細やかに施工されている。 <input type="checkbox"/> 土取り場は土砂の流失等後始末が問題なく良好である。また、周辺道路への土の持ち出しや破損がない。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	
	畑地かんがい工事	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 接合状況が良い。 <input type="checkbox"/> 管内外面に補修痕等がない。 <input type="checkbox"/> 小構造物にも細心の注意が払われている。 <input type="checkbox"/> 管の埋設位置が適正である。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	
	水管橋工事	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 表面に傷、錆、補修箇所がない。 <input type="checkbox"/> 溶接、塗装の均一性が良い。 <input type="checkbox"/> のり面、管の通りが良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の肌が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	
	ため池工事	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 土工の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 土工の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 波除ブロック等の施工状況が良好である。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の肌が良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> 施設の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当8項目以上・・・a 該当6項目・・・b 該当4項目・・・c 該当2項目以下・・・d	

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d																																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□ 劣っている。																																																	
	山腹緑化工事	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 施工地内ののり面と地山の擦り付けが適切である。 <input type="checkbox"/> 丸太土留工、柵工、筋工等の木製構造物は、組み立て及びかみ合わせが端部まで適切に施工され、背面の盛立て状態も適切である。 <input type="checkbox"/> 丸太土留工、柵工、筋工等の木製構造物は、構造物の配置間隔が適切に行われており、斜面の中で、調和がとれている。 <input type="checkbox"/> 水路工、暗きょ工は、集水、排水に留意した施工が行われており、勾配が適切である。 <input type="checkbox"/> 伏工は、法面との密着状態、止釘等の配置及び打込み状態、伏工材料の重ね合わせ状態等が適切できれいである。 <input type="checkbox"/> 植栽木又は種子等の活着状態がよく、きれいに仕上がっている。 <input type="checkbox"/> 緑化吹付工(植生基材吹付工、客土吹付工、種子吹付工)は、法面工事の項目に準じて施工されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当7項目以上・・・a 該当5項目・・・b 該当4項目・・・c 該当2項目以下・・・d																																																	
	管路工事 (水道工事等)	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 管理設位置が適正である。 <input type="checkbox"/> 管の接合状況が良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 埋戻し及び路面復旧の状態が良い。 <input type="checkbox"/> 小構造物にも細心の注意が払われている。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d																																																	
	鋼製枠工等の鋼構造物	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 構造物の損傷がない。損傷があった場合は補修がされており、仕上がり具合が満足される。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物と地山とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 部材の取り付け、中詰材の詰め方にきめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d																																																	
	合併工事 (同等の複数の工種があり、主たる工種の判断ができない場合)	「評価対象項目」 主たる工種別に「別紙-3Ⅲ-④④」～「別紙-3Ⅲ-⑥④⑥」の評定表を用い、それぞれの該当項目数(評価数)を合計し、各工種の評価基準該当項目数の合計値に照らして評価を行う。 なお、主たる工種は4工種以内とする。 <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">主たる工種</th> <th style="width: 20%;">該当項目数(評価数)</th> <th style="width: 10%;"></th> <th colspan="3" style="text-align: center;">各工種の評価基準該当項目数</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th style="text-align: center;">a</th> <th style="text-align: center;">b</th> <th style="text-align: center;">c</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>別紙-3④</td> <td>()</td> <td></td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>別紙-3④</td> <td>()</td> <td></td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>別紙-3④</td> <td>()</td> <td></td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>別紙-3④</td> <td>()</td> <td></td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">合計 ()</td> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">A ()</td> <td style="text-align: center;">B ()</td> <td style="text-align: center;">C ()</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;"> ※ 該当項目数(評価数)の合計値が評価基準該当項目数の合計項目数 A()以上・・・a ※ 該当項目数(評価数)の合計値が評価基準該当項目数の合計項目数 B()以上 A未満・・・b ※ 該当項目数(評価数)の合計値が評価基準該当項目数の合計項目数 C()以上 B未満・・・c ※ 該当項目数(評価数)の合計値が評価基準該当項目数の合計項目数 C()未満・・・d </p>					主たる工種	該当項目数(評価数)		各工種の評価基準該当項目数							a	b	c	①	別紙-3④	()		()	()	()	②	別紙-3④	()		()	()	()	③	別紙-3④	()		()	()	()	④	別紙-3④	()		()	()	()			合計 ()	合計	A ()	B ()	C ()
	主たる工種	該当項目数(評価数)		各工種の評価基準該当項目数																																																		
				a	b	c																																																
①	別紙-3④	()		()	()	()																																																
②	別紙-3④	()		()	()	()																																																
③	別紙-3④	()		()	()	()																																																
④	別紙-3④	()		()	()	()																																																
		合計 ()	合計	A ()	B ()	C ()																																																